

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率及び公営企業資金不足比率を公表しています。

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法）が公布されました。この法律は、団体ごとの財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

敦賀市の平成 21 年度決算を基に作成された健全化判断比率等は、全指標で国が定めた基準以下となっております。

○健全化判断比率等とは

健全化法第 2 条の規定による

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

の 4 指標（健全化判断比率）及び健全化法第 22 条の規定による

- (5) 資金不足比率

をいいます。

○それぞれの比率について

- (1) 実質赤字比率とは

主に一般会計の赤字の割合を算定しています。敦賀市においては、赤字は発生しておりません。

- (2) 連結実質赤字比率とは

一般会計や特別会計などの敦賀市が持つ全ての会計を連結した赤字の割合を算定しています。敦賀市においては、赤字は発生しておりません。

(3) 実質公債費比率とは

敦賀市の地方債の償還額（公債費）が収入の規模（標準財政規模）に対してどれくらいの割合かを算定しています。敦賀市は9.2%で、国が定めた基準（25.0%）を下回っております。

(4) 将来負担比率とは

敦賀市の地方債の残高や職員の退職金など将来の負担になるであろう経費が収入の規模（標準財政規模）に対してどれくらいの割合かを算定しています。敦賀市は40.2%で、国が定めた基準（350.0%）を下回っております。

(5) 資金不足比率とは

下水道や病院などの会計ごとの現金収支での赤字（資金不足）の割合を算定しています。敦賀市のすべての会計で資金不足は発生しておりません。

○国が定めた基準について

健全化判断比率には「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、資金不足比率には「経営健全化基準」があります。

・早期健全化基準とは

この数値を超えると「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に努めなければならない基準です。

・財政再生基準とは

この数値を超えると「財政再生計画」を策定し、国等の関与のもと確実な財政の再生を図る段階とされている基準です。

・経営健全化基準とは

この数値を超えると「公営企業経営健全化計画」を策定し、料金体系の改善などにより公営企業の経営健全化を図らなければならない基準です。

健全化判断比率 (1) ~ (4)

(単位 %)

健全化判断比率	敦賀市	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— (△5.16)	12.74	20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△18.37)	17.74	40.00
(3) 実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	40.2	350.0	なし

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを意味します。
- 2 括弧内は敦賀市における実質赤字及び連結実質赤字の比率を参考までに記載しています。(赤字比率△は黒字の意味)

資金不足比率 (5)

(単位 %))

特別会計の名称	敦賀市	経営健全化基準
港湾施設事業会計	— (なし)	20.0
簡易水道特別会計	— (なし)	20.0
下水道事業特別会計	— (なし)	20.0
漁業集落環境整備事業特別会計	— (なし)	20.0
農業集落排水事業特別会計	— (なし)	20.0
産業団地整備事業特別会計	— (なし)	20.0
市立敦賀病院事業会計	— (なし)	20.0
水道事業会計	— (なし)	20.0

備考

「—」は資金不足額がないことを意味します。